

【お知らせ】

市町村窓口に令和3年1月1日以降提出される開発許可（都市計画法）等の申請書について、添付図書への押印及び一部の添付図書が不要となります。（※1）

○ 押印が不要となる添付図書（※2）

例）建築理由書等への押印

原本図書の写し等への押印

○ 申請書への添付が不要となる図書

1. 設計の概要（都市計画法第29条「自己の居住用」について）
2. 建築行為施行同意書（都市計画法第43条第1項について）
3. 誓約書（お守りいただかなければならないことは従前のとおり）

※1 適用日前に提出された申請書については、令和3年1月1日以降も添付図書の押印等が必要なものとしてご対応いただきます。

※2 行政書士法、建築士法等の他法令に基づいた押印は、他法令の決まりによります。

【お問い合わせ】（愛知県）

尾張建設事務所建築課

【電話】052-961-1845 【FAX】052-961-7870

知多建設事務所建築課

【電話】0569-21-3245 【FAX】0569-21-3232

西三河建設事務所建築課

【電話】0564-27-2735 【FAX】0564-23-1864

東三河建設事務所建築課

【電話】0532-52-1315 【FAX】0532-52-1310